令和８年（フ）第９６号
広島県尾道市栗原東１丁目６番７号
債務者　山根　義光
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
広島地方裁判所尾道支部

令和８年（フ）第２１６号
広島県福山市多治米町二丁目18番５号　サンビレッジ福山Ａ202
債務者　宇野　航成
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第３９号
広島県庄原市宮内町6353番地１　ゆうしゃいん庄原
債務者　堀田　達也
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
広島地方裁判所三次支部

令和８年（フ）第５０号
広島県三次市西酒屋町３番地７
債務者　小西　勝元
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
広島地方裁判所三次支部

令和８年（フ）第５０号
山口県下関市稗田町13番６号　102号、前住所福岡県北九州市門司区上馬寄１丁目１番１―602号
債務者　小川　浩毅
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第４６７号
熊本市中央区黒髪２丁目17番９号　第３暁荘307号室
債務者　宮村　雅美
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１８７号
大分市山津町２丁目３番８号　スタンドライト山津202
債務者　後藤　文子
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３５５号
鹿児島市武１丁目11番15号　上武ビル304号
債務者　愛甲　　薫
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３６３号
鹿児島市西陵５丁目18番１号
債務者　松窪　晋吾
1　決定年月日時　令和８年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３８８号
鹿児島市下伊敷２丁目21番９―15号
債務者　久木田輝範
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３９７号
鹿児島県いちき串木野市大里6231番地　県営市来団地141号
債務者　宮田　　誠
1　決定年月日時　令和８年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３９８号
鹿児島県いちき串木野市大里6231番地　県営市来団地141号
債務者　宮田　里美
1　決定年月日時　令和８年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第１２２号
鹿児島県曽於郡大崎町神領328番地７
債務者　田中　　萌
1　決定年月日時　令和８年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第１２５号
鹿児島県鹿屋市田淵町902番地１
債務者　阿部　　寿美
1　決定年月日時　令和８年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第５８号
茨城県取手市井野団地２番９―405号
債務者　菊池　健之
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第１３０号
茨城県守谷市薬師台四丁目２番地６　県営103―202
債務者　五木田　孝子
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第１４２１号
東京都東村山市青葉町１丁目７番地70さくらコート青葉町
債務者　野口　善哉
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部